

平成29年第14回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	平成29年4月27日(木)			午前11時00分から 午前11時50分まで
出席者	委員	與川委員長、西村職務代理、伊田委員、織田委員		
	事務局	井山局長、石田次長、水越担当係長、野村主査		
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
委員長	これから平成29年第14回定例会を開会いたします。			
	議案第10号 在外選挙人名簿の登録について			
局長	(別紙のとおり、在外選挙人名簿の登録について説明し、決定を受け た。)			
委員長	在外選挙人名簿の登録者数について、最近の増減はどのような傾向です か。			
局長	ゆっくりとした増加傾向で、減少はしていないところです。			
	議案第11号 ポスター掲示場の総数減少について			
局長	(別紙のとおり、ポスター掲示場の総数減少について説明し、決定を受 けた。)			
委員長	第67投票区の大規模マンションの、杉並区分と練馬区分の敷地の割合 は、どうなっていますか。			
局長	全体の約6分の1が杉並区の敷地となります。			
伊田委員	そのマンションの住民全員が、杉並区の投票所に属するのですか。			
局長	当該マンションの住民については、杉並区の投票所で投票することにな っています。			
西村委員	マンションへの出入り口は、どの辺りになりますか。			
局長	地図上では、教会の辺りになります			
	議案第12号 衆議院小選挙区の選挙区割勧告に伴う対応について			
局長	(別紙のとおり、衆議院小選挙区の選挙区割勧告に伴う対応について説 明し、決定を受けた。)			
局長	衆議院議員選挙区画審議会から提出された「衆議院小選挙区選出議員の 選挙区の改定案についての勧告」による新区割りに伴う、東京都第7区の 投・開票施設等の開設については、①投票所は方南小学校とする、②期日 前投票所は方南区民集会所及び区役所とする、③開票所は荻窪体育館とす る、ことといたします。			

伊田委員	杉並区の新7区の投票所については、7区である渋谷区の投票所の名称と区分しておく必要がありますか。
局長	東京都第7区・杉並区第1投票所などの表記が必要であると考えています。
委員長	衆議院議員選挙以外の選挙については、当該投票所等はどうなりますか。
局長	都議会議員選挙後に行われる予定の法律の施行後は、すべての選挙について、方南小学校を投票所とし、方南区民集会所を期日前投票所といたします。
西村委員	1つの期日前投票所にて、7区と8区の投票が行えることになるので、施設の人員配置や、郵送する選挙のお知らせの発送にも注意が必要になります。
局長	方南区民集会所では、地階と2階にそれぞれ7区と8区の投票場所を設けて、対応することになります。また区役所では同じフロアで7区と8区の投票場所を設ける予定ですので、混同等のないように配置いたします。
西村委員	事務局の職員数も増やす必要がありますか。
局長	各委員からの声もいただければと思います。
西村委員	選挙のお知らせ自体についても、工夫が要るように思います。
局長	7区と8区の選挙のお知らせについては、色やデザインを含めて区分する必要があります。
局長	その他・日程等について (今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員長	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。